

食品安全委員会（第482回会合）議事概要

日 時：平成25年7月22日（月） 14：00～15：27

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道3名、役所3名、一般3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等 2品目

①除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

②チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「LEU-No. 3株を利用して生産されたL-ロイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「TRP-No. 1株を利用して生産されたL-トリプトファン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「LYS-No. 2F株を利用して生産された塩酸L-リジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・化学物質・汚染物質「水道により供給される水の水質基準の設定
(亜硝酸態窒素)」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の佐藤委員及び事務局から説明。

「硝酸性窒素の一日摂取許容量を1.5mg/kg体重/日と設定する。」「亜硝酸性窒素の一日摂取許容量を15μg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

・動物用医薬品「メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)の再審査」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

・動物用医薬品及び飼料添加物「フラボフォスフォリポール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フラボフォスフォリポールの一日摂取許容量を0.048mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した1品種は除く。)」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ*B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した11品種は除く。)」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ281系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ3006系統、チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統並びに除

草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した2品種は除く。）に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成25年6月分）について

→事務局から報告。

(5) 食品安全関係情報（6月15日～6月28日収集分）について

→事務局から報告。

豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）が6月25日に公表した「FSANZと国際的な食品安全機関との関わり」の概要を報告。